

○厚生労働省告示第二百四十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、とうもろこし及びひまわりの種子に残留する4-アミノピリジンの量の限度、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓及びその他の家きんの肝臓に残留するイソキサフトールの量の限度、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びその他のかんきつ類果実に残留するクロルベンジレート¹の量の限度、とうもろこし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシファイ、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、ま

くわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するクロロベンジレート¹の量の限度、とうもろこし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさ

び、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシファイ、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マツシユルム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するジノセブの量の限度、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、てんさい、綿実、なたね、その他のオイルシード

及びその他のスパイスに残留するチフェンスルフロンの量の限度、大麦及びその他の穀類に残留するトリクロロ酢酸ナトリウム塩の量の限度、レタス、その他の野菜、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳に残留するフェンメチルアミンの量の限度並びに米に残留するベンゾフェナツプの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十八年六月七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第1のAの6の(1)の表のアミスルブロムの項を次のように改める。

アミスルブロム	米	0.05ppm
	大豆	0.3ppm
	小豆類	0.2ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	てんさい	1 ppm

だいこん類の根	0.3ppm
だいこん類の葉	25ppm
かぶ類の根	0.5ppm
かぶ類の葉	30ppm
はくさい	10ppm
キャベツ	3 ppm
ケール	20ppm
こまつな	15ppm
きょうな	20ppm
チンゲンサイ	20ppm
カリフラワー	2 ppm
ブロッコリー	2 ppm
その他のあぶらな科野菜	20ppm
レタス	20ppm
たまねぎ	0.05ppm
ねぎ	3 ppm

その他のゆり科野菜	0.05ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	1 ppm
その他のなす科野菜	5 ppm
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	2 ppm
すいか	0.05ppm
メロン類果実	0.05ppm
ほうれんそう	30ppm
しょうが	0.7ppm
えだまめ	10ppm
みかん	0.1ppm
なつみかんの果実全体	2 ppm
レモン	2 ppm
オレンジ	2 ppm

	グレープフルーツ	2 ppm
	ライム	2 ppm
	その他のかんきつ類果実	2 ppm
	いちご	0.05ppm
	ぶどう	5 ppm
	その他の果実	1 ppm
	その他のスパイス	15ppm
	その他のハーブ	20ppm

表1-6-4-6-6(1)の表のトクサホトメーとの値やそのほかの値を定める。

イソキサフルトール	とうもろこし	0.02ppm
	大豆	0.05ppm
	その他の豆類	0.03ppm
	さとうきび	0.01ppm
	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋	0.01ppm

肉	
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.1ppm
豚の肝臓	0.1ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
牛の腎臓	0.1ppm
豚の腎臓	0.1ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
牛の食用部分	0.1ppm
豚の食用部分	0.1ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の食	0.1ppm

用部分	
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.2ppm
その他の家きんの肝臓	0.2ppm
鶏の腎臓	0.2ppm
その他の家きんの腎臓	0.2ppm
鶏の食用部分	0.2ppm
その他の家きんの食用部分	0.2ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm

第1のAの6の(1)の表のクロルゲンシノールの項を訂正。

第1のAの6の(1)の表のチアメトキサムルの項を次のように改める。

チアメトキサム

米	0.3ppm
小麦	0.05ppm
大麦	0.4ppm
とうもろこし	0.7ppm
その他の穀類	0.02ppm
大豆	0.04ppm
小豆類	0.05ppm
えんどう	0.04ppm
そら豆	0.04ppm
らっかせい	0.02ppm
その他の豆類	0.04ppm
ばれいしょ	0.3ppm
さといも類	0.3ppm
かんしょ	0.3ppm
やまいも	0.3ppm
こんにゃくいも	0.3ppm

その他のいも類	0.3ppm
てんさい	0.3ppm
だいこん類の根	0.3ppm
だいこん類の葉	3 ppm
かぶ類の根	0.5ppm
かぶ類の葉	10ppm
西洋わさび	0.3ppm
クレソン	3 ppm
はくさい	3 ppm
キャベツ	5 ppm
芽キャベツ	5 ppm
ケール	3 ppm
こまつな	5 ppm
きょうな	3 ppm
チンゲンサイ	5 ppm
カリフラワー	5 ppm

ブロッコリー	5 ppm
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
ごぼう	0.3ppm
サルシフィー	0.3ppm
アーティチョーク	0.5ppm
チコリ	3 ppm
エンダイブ	3 ppm
しゅんぎく	3 ppm
レタス	3 ppm
その他のきく科野菜	3 ppm
たまねぎ	0.02ppm
ねぎ	2 ppm
にら	2 ppm
アスパラガス	0.1ppm
わけぎ	10ppm
にんじん	0.3ppm

パースニップ	0.3ppm
パセリ	3 ppm
セロリ	1 ppm
その他のせり科野菜	3 ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	1 ppm
なす	0.7ppm
その他のなす科野菜	3 ppm
きゅうり	0.5ppm
かぼちゃ	0.5ppm
しろうり	0.5ppm
すいか	0.2ppm
メロン類果実	0.3ppm
まくわうり	0.2ppm
その他のうり科野菜	3 ppm
ほうれんそう	10ppm

オクラ	0.7ppm
未成熟えんどう	0.3ppm
未成熟いんげん	0.3ppm
えだまめ	0.3ppm
マッシュルーム	0.7ppm
しいたけ	0.7ppm
その他のきのこ類	0.7ppm
その他の野菜	3 ppm
みかん	0.3ppm
なつみかんの果実全体	1 ppm
レモン	1 ppm
オレンジ	1 ppm
グレープフルーツ	1 ppm
ライム	1 ppm
その他のかんきつ類果実	1 ppm
りんご	0.3ppm

日本なし	1 ppm
西洋なし	1 ppm
マルメロ	0.3ppm
びわ	0.2ppm
もも	0.5ppm
ネクタリン	1 ppm
あんず	3 ppm
すもも	1 ppm
うめ	3 ppm
おうとう	5 ppm
いちご	2 ppm
ラズベリー	0.5ppm
ブラックベリー	0.5ppm
ブルーベリー	0.5ppm
クランベリー	0.5ppm
ハuckleベリー	0.5ppm

その他のベリー類果実	0.5ppm
ぶどう	2 ppm
かき	1 ppm
バナナ	0.7ppm
パパイヤ	0.01ppm
アボカド	0.5ppm
パイナップル	0.01ppm
グアバ	0.2ppm
マンゴー	0.2ppm
その他の果実	2 ppm
ひまわりの種子	0.02ppm
ごまの種子	0.02ppm
べにばなの種子	0.02ppm
綿実	0.1ppm
なたね	0.02ppm
その他のオイルシード	0.02ppm

ペカン	0.02ppm
その他のナッツ類	0.02ppm
茶	20ppm
コーヒー豆	0.2ppm
カカオ豆（外皮を含まない。）	0.02ppm
ホップ	0.1ppm
その他のスパイス	5 ppm
その他のハーブ	5 ppm
牛の筋肉	0.02ppm
豚の筋肉	0.02ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋 肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.02ppm
豚の脂肪	0.02ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂 肪	0.02ppm

牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.05ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm

	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm

第1のAの6の(1)の表のピクシストロビンの項に次のとおり定める。

ピクシストロビン	小麦	0.04ppm
	大麦	0.3ppm
	ライ麦	0.04ppm
	とうもろこし	0.04ppm
	そば	0.04ppm
	その他の穀類	0.04ppm

大豆	0.05ppm
小豆類	0.06ppm
えんどう	0.06ppm
そら豆	0.06ppm
その他の豆類	0.06ppm
はくさい	2 ppm
キャベツ	1 ppm
レタス	15ppm
たまねぎ	0.05ppm
ねぎ	2 ppm
その他の野菜	0.08ppm
みかん	0.1ppm
なつみかんの果実全体	3 ppm
レモン	3 ppm
オレンジ	3 ppm
グレープフルーツ	3 ppm

	ライム	3 ppm
	その他のかんきつ類果実	3 ppm
	りんご	2 ppm
	日本なし	1 ppm
	西洋なし	1 ppm
	もも	0.3ppm
	おうとう	5 ppm
	ごまの種子	0.08ppm
	なたね	0.08ppm
	その他のオイルシード	0.08ppm
	その他のスパイス	10ppm

第1のAの6の(1)の表のピロキロン等の項の次に次のように加える。

ピロキロン	米	0.2ppm
	魚介類	0.2ppm

第1のAの6の(1)の表のフェンメディファム等の項の次に次のように加える。

フェンメディファム	てんさい	0.1ppm
-----------	------	--------

	ほうれんそう	0.5ppm
--	--------	--------

第1のAの6の(1)の表のベンジビシクロンの項の次に次のように加える。

ベンゾフェナップ	米	0.05ppm
----------	---	---------

第1のAの7の(1)の表の4-アミノピリジンの項、クロロベンジレート項、ジノセブの項、チア
ヘンフルフロンの項、トリクロロ酢酸ナトリウム塩の項、ピロキロンの項、フェンメテイファムの項
及びベンゾフェナップの項を削る。